

平成 28 年〇月〇日

(案)

投資信託運用会社各社における「運用会社の信頼
向上に向けた取組み」に関する周知等について

一般社団法人 投資信託協会

平成 28 年 9 月の理事会において設置された資産運用業強化委員会は、現在、「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書(平成 28 年 6 月 30 日)(WG 報告書)」における提言等、投資信託や資産運用会社に係る課題について検討を行っている。

現在、投資信託のガバナンスの強化等を中心に検討を行っているが、この中で、WG 報告書における次の課題について検討し、以下の対応を講じることとした。

<WG 報告書>

投資信託が、個人投資家の長期的資産形成の中核的な手段として選択されるためには、投資信託の信頼を高め、投資家の視点を商品設計やその運営に一層反映させることが求められる。(中略)

投資信託委託会社が投資信託のガバナンスの強化のための取組みとして行っている事例(例えば、独立取締役やアドバイザー・ボード、ファンド監視監督委員会等)を収集し、これを発表する。

<対応策>

各社における「運用会社の信頼向上に向けた取組み」について、投資家をはじめより多くの方に広く周知するため、次の対応を講ずる。

1. 各社は、自社における「運用会社の信頼向上に向けた取組み」について、自社 Web サイトに積極的に公表する。
2. 各社はこれらの取組みについて掲載した箇所の URL を協会に通知する。
3. 協会は、通知を受けた社の名称及び URL を、一覧性のある形で協会 Web サイトに掲載する。
4. 協会は、年に一度、各社の取組みについて整理し、業界としての取組み状況をまとめ、協会 Web サイトで公表する。
5. 業界全体としての信頼性向上に向けた姿勢を明らかにする方法については、引き続き検討する。

投資信託運用会社各社における「運用会社の信頼向上
に向けた取組み」に関する協会への連絡について（案）

一般社団法人 投資信託協会

平成 28 年〇月〇日付、『投資信託運用会社各社における「運用会社の信頼向上に向けた取組み」に関する周知等について』により、投資信託の運用会社各社が「運用会社の信頼向上に向けた取組み」について掲載した箇所の URL を協会にお知らせいただくこととなりました。

つきましては、以下の要領にてご連絡いただきますよう、お願いいたします。

1. 連絡時期

「運用会社の信頼向上に向けた取組み」について、貴社が自社サイトに掲載された後にご連絡ください。

なお、既に掲載されているものにつきましては、年度内にご連絡ください。

2. 連絡方法

次のアドレスにご連絡ください。

xxxxxxx@toushin.or.jp

3. 連絡内容

貴社において、「運用会社の信頼向上に向けた取組み」として自社サイトに掲載されたものについて、

- ・その URL
- ・社名とご連絡いただいた方の部署名、お名前、ご連絡先（電話番号、e-mail アドレス）

を、ご連絡ください。

4. 考え方

運用会社の信頼向上に向けた取組みとして、例えば次のようなことが考えられますが、各社それぞれの考え方に応じて検討し、公表された取組みをご連絡下さい。

○ 投資信託の適切性確保に関する取り組み

- ・独立取締役（監査役）の就任、アドバイザー・ボードの設置等の態勢整備

- ・系列会社との間で独立性を確保するための取組み
- ・系列以外で、販売会社からの独立性を確保するための取組み
- ・利益相反管理に係る管理方針、回避に向けた態勢整備
- ・組入銘柄の議決権行使に当たり、利益相反が存在し得る関係先議案等に対する対応方針

○ 顧客（投資家）本位の商品開発・販売に関する面

- ・一般投資家の商品に関するニーズ把握のための取組み、態勢整備
- ・報酬体系や分配金水準に関する外部意見の徴収に向けた態勢整備

○ 運用力強化や運用効率向上に向けた取組み

- ・ファンド数の適正規模や償還・併合等に係る方針

○ その他

- ・国連責任投資原則等、各種原則への署名
- ・社会貢献に向けた取組み
- ・個別商品等の営業に結びつくものではなく、投資信託や投資、確定拠出年金に関する一般的な啓発・普及活動、学校教育

など